

丸亀市教育委員会会議録

1 日 時 令和5年12月26日(火)
午後4時30分～午後5時05分
場 所 市役所3階 303・304会議室

2 出席委員

委員	徳永秀文
委員	松岡 舟
委員	福田康知
委員	井下由美
教育長	末澤康彦

説明のため出席した者

総務課長	吉野隆志
学校教育課長	岩井俊明
幼保運営課長	黒田千絵
書記 総務課副課長	土井節子
学校教育課副課長	西山晋作

3 傍 聴 なし

4 議 題

報告第36号 専決処分の報告について(情報公開)
報告第37号 丸亀市医療的ケア実施ガイドラインについて
議案第39号 丸亀市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について
議案第40号 丸亀市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部改正について
議案第41号 幼保連携型認定こども園の学年始休業日について(意見聴取)

5 報告事項

教育委員会承認「共催・後援」の状況

6 会議録署名委員の選任

丸亀市教育委員会会議規則第 13 条第 3 項の規定に基づき、次の 2 名を会議録署名人に指名する。松岡 舟委員、徳永 秀文委員。

7 議事の概要

午後 4 時 3 0 分 開会

丸亀市教育委員会会議規則第 11 条第 1 項ただし書に基づき、教育長が発議し、全委員の同意により、報告第 36 号を非公開と決した。また、報告事項の審議後に非公開議事を行うことを委員全員了承した。

報告第 37 号 丸亀市医療的ケア実施ガイドラインについて

[学校教育課長]

丸亀市では、令和 4 年 3 月に日常生活の上で医療的ケアを必要としている子ども（医療的ケア児）の受入れに関するガイドラインを作成し、医療的ケア児が在籍する就学前教育施設へ看護師が訪問し、必要な医療的ケアを行っているが、令和 6 年度から小・中学校、放課後留守家庭児童会でも医療的ケア児を受け入れ、就学前からの切れ目ない支援を実施するため、丸亀市医療的ケア運営協議会を開催し、「丸亀市医療的ケア実施ガイドライン～就学前教育・保育施設・小中学校・放課後留守家庭児童会での受入れについて～」を作成したので、丸亀市教育長に対する事務委任等規則第 3 条第 1 号の規定に基づき教育委員会に報告するものである。

ガイドラインの 7/58 ページに、基本的事項として対応できる医療的ケアを掲載しているが、病気の治療のための医療行為や風邪等に伴う一般的な服薬等は含まない。

次のページからが就学前教育保育施設に関するガイドライン、27/58 ページからが丸亀市立小中学校のガイドライン、43/58 ページからが放課後留守家庭児童会についてのガイドラインとなっている。細かい説明は省略する。なお、このガイドラインは、12 月 13 日からホームページに掲載している。

[委員]

医療的ケアが必要な児童が登校したら、看護師はずっとついているのか。

[学校教育課長]

看護師は必要な時間帯のみで、1 日中の配置ではない。

[委員]

看護師がずっといなかったら、担任や支援員にある程度の負担が掛かるのではないのか。

ガイドラインの中にも安全確保に努めるようにとあるので、例えば、その児童から目が離せないとか、注意をして観察しなければならないような負担が生じるのではないか。

〔学校教育課長〕

該当の児童は、病弱の特別支援学級に在籍する予定である。入学前には、保護者と連絡連携を密にとり、必要な支援について担当教員、管理職、支援員と情報共有していこうと考えている。必要な医療的ケアは、時間が定まっているものが多いので、それ以外の時間帯にその病気特有の手当が必要ということはないと考えている。必要なことがあれば、可能な範囲で行っていきたいと考えている。

〔委員〕

対応できる医療的ケアの種類の中に、人工呼吸器による呼吸管理というものがある。常時付けている児童も想定しているのであれば、アラームが鳴るなどの際にすぐ対応できるよう1日中ついていないといけないのではないかと思うが、対応可能なのか。

〔総務課長〕

就学前に関しても小中学校に関しても、まず、医師の意見を聴取するようになる。その中には、該当児童が集団で生活ができるかどうかに関する意見等も求め、可能ということであれば、今度は主治医の指示書というものを出示してもらい、それに基づき看護師が手当を行うことになる。来年については、経管栄養とインスリン注射の医療的ケアを必要とする児童がいるということで、今のところ最大3名を想定しているが、仮にそういった人工呼吸器の児童がいた場合、まず学校での受入れが可能かというところから判断していくことになると考えている。

〔委員〕

つまり、医療的ケアが必要な児童である判断の前には、そもそもその児童が学校での集団生活が可能という医師の診断があつてのことであると。そうすると、普段の活動への教員等の負担は、基本的にはあまりないものと考えてよいのか。緊急対応等ということも、考慮しなくてよいということか。また、決まった医療的ケアの必要な時間まで、どこかに控えているのか。

〔学校教育課長〕

医療的ケアの必要な時間帯のみ、看護師の派遣を依頼しようと考えているが、仮に緊急の事態が起きた場合には、養護教諭を中心に救急車の要請をするなどの対応をとるようになるかと考えている。

〔委員〕

先ほど、来年は3名ほどの予定ということだったが、医療的ケアを必要とする児童は今現在も通っていて、医療的ケアが必要な時は親御さんが来るとか、病院へ行っているという状況にあるということか。それとも、新たに小学校に入学する段階で必要となるということか。

〔学校教育課長〕

3名のうち2名は新1年生である。1人は幼稚園で経管栄養を行っているが、看護師を派遣している。もう1人は1型糖尿病のためインスリン注射をしているが、祖母がこども園へ行き打っている。あと1人は現在小学1年生で、1型糖尿病でインスリン注射が必要なため、現在は母親が学校へ行き、注射をするという形をとっている。

議案第39号 丸亀市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について

〔学校教育課長〕

丸亀市立学校の管理運営に関する規則の一部改正については、市立小学校及び中学校において新年度を迎える準備期間を確保し、1学期の始業式の日を1日繰り延べるため、所要の改正を行うものである。

第3条の3項について、改正前は、学年始休業日を4月1日から同月5日までの日をいうとしていたものを、改正後は、4月1日から同月6日までの日をいうとしたいと考えている。

〔委員〕

議案については特にないのだが、先ほどの総合教育会議の際に聞いたかったことで、年間の授業時数が1,086時間を超える学校が結構あるのか。その実態があるために、このような改正や長期休業明けに半日授業をしているのか。

〔学校教育課長〕

標準授業時数は、小学校4年生から中学校3年生までは1,015時間となっている。それを大幅に超える学校に対して、文部科学省は授業時数の基準を1,086時間としている。1年間に1,086時間以上授業をしている学校については、令和6年度の教育課程を編成する際に対策を考えると、という通知が出ている状況である。

丸亀市内の小学校では、ほぼすべての学校が1,086時間を超えているので、何らかの対策が必要となる。その1つとして、学期始めの日を半日授業にするような対応をしていきたいと思うが、ただ、それだけでは減らしきることができないので、それ以外の方法についても現在検討しているところである。

今回の休みを増やすというのは、そちらの意味合いもあるが、そもそもは年度始めの時間が

非常にない中で、始業式や入学式の準備をするというところに、教員の業務負担が大変大きい
ため、1日繰り延べるという形をとった次第である。

教育長が各委員に諮り、原案どおり異議なしと決定

議案第40号 丸亀市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部改正について

[幼保運営課長]

丸亀市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部改正につきましては、先ほどの学校の管理運
営に関する規則の一部改正と同様、市立幼稚園において新年度を迎える準備期間を確保し、1
学期の始業式の日を1日繰り延べるため、所要の改正を行うものである。

第2章学期及び休日休業日等の第5条休業日のうち、第3号学年始休業日について、改正前
は4月1日から同月5日までの日としていたものを、改正後は4月1日から同月6日までの日
をいうとし、令和6年4月1日から施行するというようお願いしたい。

教育長が各委員に諮り、原案どおり異議なしと決定

議案第41号 幼保連携型認定こども園の学年始休業日について（意見聴取）

[幼保運営課長]

幼保連携型認定こども園の学年初め休業日につきましても、先ほどと同様に、新年度を迎え
る準備期間を確保するため、学年始休業日を1日繰り延べるに当たり、丸亀市立連携型認定こ
ども園に係る教育委員会の意見聴取に関する規則第1号の規定に基づいて、教育委員会の意見
を聴取するものである。

議41-2をご覧いただきたい。幼保連携型認定こども園の学年始休業日について、先ほどと
同様に4月1日から同月5日までを4月1日から同月6日までに変更いたしたい。変更理由と
しては、新年度を迎える準備期間を確保するためである。

教育長が各委員に諮り、原案どおり異議なしと決定

8 報告事項

教育委員会承認「共催・後援」の状況

[総務課副課長]

今回の承認の期間は、令和5年11月11日から12月19日までで、15件の後援申請があり、
うち2件を不承認とし、13件については、芸術、文化又はスポーツの振興、社会教育の向上な
ど市民福祉の増進に寄与すると認められることから、承認済みである。このうち、新規は3件。

①No.05130「学生服リユース事業アゴラリユース」は、松山市のNPO法人ライフサポートアゴラが主催し、不要になった学生服の寄附を受け、補修や刺繍取りで高齢者や障がい者の雇用を創出し安価に販売する事業で、令和6年1月1日から3月末までの期間、県下のヤングドライ店舗で回収し宇多津町のせいけつ家族で販売するものである。

②No.05131「おみせやさんごっこ～はたらくってなに～」は、大阪市の一般社団法人こどものみらい応援団が主催し、おみせやさんごっこを通してお金の大切さや親への感謝を学び、金銭感覚を育むことで子どもの生き抜く力を育成することを目的に、1月7日に生涯学習センターで開催するもので、参加は無料である。

③No.05139「2023年度てつがく屋講演会『てつがく×教育で世界を作りかえる～哲学対話教育の現在と未来』」は、一般社団法人てつがく屋が主催し、「哲学対話教育」の現状や意義を概説し、今後の課題をシンポジウム形式で深めることを目的に、3月9日にマルタスで開催するもので、参加費は1千円である。

なお、不承認の2件は、営利事業であること、会員等への勧誘につながるおそれがあることから、不承認とした。

特になし

《関係者以外は退席する》

9 非公開審議の概要

報告第36号 専決処分の報告について（情報公開）

《非公開審議のため内容不記載》

10 閉会

午後5時05分